
社会参加の促進

社会参加の促進

1 移動支援事業

- 内 容** 障害があるため、単独で外出することが困難な障害者（児）または難病患者等に対して、外出時に必要なガイドヘルパーを派遣します。
- 費 用** 本人及び配偶者、障害児の場合は扶養義務者の課税状況によって、非課税の場合は本人負担なし。課税の場合は1割負担となります。別途交通機関を利用する場合は、ヘルパー分の交通費等の負担があります。
- 窓 口** 18歳以上の方：障害福祉課
18歳未満の方：子ども未来課
TEL 048-786-3211 FAX 048-786-5882（桶川市泉1-3-28）

2 行動援護

- 内 容** 知的障害、精神障害があるため、単独で外出することが困難な、常時介護を有する人に、外出時に必要な危険を回避するために必要な援護、移動中の介護のためのヘルパーの派遣をします。
- 費 用** 本人及び配偶者、障害児の場合は扶養義務者の課税状況によって、非課税の場合は本人負担なし。課税の場合は1割負担となります。別途交通機関を利用する場合は、ヘルパー分の交通費等の負担があります。
- 窓 口** 18歳以上の方：障害福祉課
18歳未満の方：子ども未来課
TEL 048-786-3211 FAX 048-786-5882（桶川市泉1-3-28）

3 移送サービス

- 内 容** 自力で外出困難な障害者・児（肢体不自由1級または2級）や要介護高齢者の人を対象に、通院、公共機関等への外出、および社会参加の促進をはかります。
- 費 用** 年会費 1,200円＋移送費用
- 窓 口** 桶川市社会福祉協議会（地域福祉活動センター内）
TEL 048-728-2221 FAX 048-728-2313（桶川市末広2-8-8）

4 リフト付大型バス「おおぞら5世号」の提供

内 容 障害者(児)団体等が訓練、研修等を行う場合、「おおぞら5世号」(車いす用リフト付き大型バス(一般座席29、補助席7、車いす固定席2名分))を提供します。バスの利用については無料です(有料道路料金等は実費)。

窓 口 埼玉県 障害者福祉推進課

TEL 048-830-3303 FAX 048-830-4789 (さいたま市浦和区高砂3-15-1)

5 身体障害者補助犬の給付

(1) **盲導犬** 身体障害者手帳の1級が交付されている視覚障害者で、盲導犬を適切に利用することによって、行動範囲を拡大し、社会復帰、自立に役立てることのできる人に給付します。なお、給付にあたり、訓練施設で4週間の合宿訓練が必要となります。

問合せ先 障害福祉課

TEL 048-788-4936 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

(2) **介助犬・聴導犬** 介助犬:1級、2級の肢体不自由者、聴導犬:2級の聴覚障害者希望者は、身体障害者補助犬給付申請書を居住地の市町村に提出します。

窓 口 障害福祉課

TEL 048-788-4936 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

6 自動車運転適性相談

内 容 運転免許の取得を希望している人で、心身に障害があり、免許取得に不安を感じている方の事前相談、検査・指導を実施しています。

費用は無料です(免許用写真2枚と障害者手帳が交付されている人は手帳を持参してください。)

日 時 月曜日～金曜日(祝・休日を除く)、毎月第3日曜日(要予約)
(午前10時～午前11時30分、午後2時～午後4時)

窓 口 埼玉県 警察本部 運転免許センター 運転免許試験課 適性相談室

TEL 048-543-2001 FAX 048-541-1234 (鴻巣市鴻巣405-4)

7 運転免許取得費用の補助

内 容 障害のある人が第一種普通自動車運転免許を取得する場合、直接要した費用の2/3以内を補助します。ただし、その補助額は10万円が限度になります。

窓 口 障害福祉課
TEL 048-788-4936 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

8 自動車運転免許の無料教習(東園自動車教習所)

対 象 者 ① 公共職業安定所に求職登録している人
② 公安委員会(免許センター)の運転適性検査に合格している人
③ 身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた人
※上記の条件をすべて満たしている人。

内 容 18歳以上の身体に障害がある人が自動車運転免許を取得する場合、所定の教習料金が無料で受けることができます。

入所日は1、4、7、10各月の月初めで、教習期間は3ヶ月です。宿泊施設もあります(厚生労働省委託訓練)。

窓 口 身体障害者運転能力開発訓練センター(運営:財団法人東厚生会)
TEL 048-481-2711 FAX 048-481-6578 (新座市堀ノ内2-1-46)

9 自動車改造費用の補助

内 容 就労等に伴い自らが所有し運転する自動車、及び、未成年の場合保護者が所有する自動車の操行・駆動装置の一部を改造する必要がある身体障害者に対して、10万円を限度として補助します。

なお、本人や扶養義務者の所得により、制限があります。

窓 口 障害福祉課
TEL 048-788-4936 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

10 駐車禁止除外指定標章

内 容 「駐車禁止除外指定標章」（駐車禁止除外指定車であることを示す標章（警察署で交付））を掲出している車両は、駐車禁止区域内（駐停車禁止区域内を除く）においても、やむを得ない場合に他の交通の妨げにならなければ、駐車することができます。ただし、現場の警察官の指示に従っていただく場合があります。

- 対 象 者**
- ① 身体障害者手帳が交付されている人で、標章交付基準表（下表）の障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難と認められる方
 - ② 戦傷病者手帳が交付されている人で、標章交付基準表（下表）の障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難と認められる方
 - ③ 療育手帳の㊤、Aが交付されている人
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳の1級が交付されている人
 - ⑤ 小児慢性特定疾患児手帳が交付されている人で、色素性乾皮症に該当する人

標章交付基準表

| 障害の区分 | | 障害の級別（身体障害者） | 障害の程度（戦傷病者） |
|--------------------------|------|------------------------------|-------------|
| 視覚障害 | | 1～3級、4級の1 | 特別項症～第四項症 |
| 聴覚障害 | | 2級、3級 | |
| 平衡機能障害 | | 3級 | |
| 上肢不自由 | | 1級、2級の1及び2級の2 | 特別項症～第三項症 |
| 下肢不自由 | | 1級～4級 | |
| 体幹不自由 | | 1級～3級 | 特別項症～第四項症 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | 1級、2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。） | / |
| | 移動機能 | 1級～4級 | |
| 心臓機能障害 | | 1級、3級 | 特別項症～第三項症 |
| じん臓機能障害 | | | |
| 呼吸器機能障害 | | | |
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | | | |
| 小腸機能障害 | | | |
| 肝臓機能障害 | | 1級～3級 | |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | | 1級～3級 | / |

窓 口 上尾警察署
TEL 048-773-0110（上尾市本町5-1-1）

1 1 福祉タクシー利用料金・燃料代助成

内 容 在宅の重度障害者の社会参加を援助するため、タクシー利用料金の初乗運賃分または燃料代を助成するものです。

(1) 福祉タクシー利用券

- ① 身体障害者手帳の1級、2級、3級（3級については、下肢機能障害または体幹機能障害）が交付されている人
 - ② 療育手帳の㉔、Aが交付されている人
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳の1級が交付されている人
- ※ただし、施設に入所中の人及び入院中の人を除く

(2) 自動車燃料券

1 2枚綴り対象者

- ㊦ 上記(1)の①～③に該当する人

2 4枚綴り対象者

- ㊦ 当該年度において18歳以下の上記(1)の①～③に該当する人
- ㊧ 自らが運転するために自動車改造（操行装置、駆動装置）をした肢体不自由の人で、身体障害者手帳の1級、2級、3級（3級については、下肢機能障害3級または体幹機能障害3級）が交付されている人（※）

※ 装置取付を証明する書類等が必要です。

窓 口 障害福祉課

TEL 048-788-4935 FAX 048-786-5882 （桶川市泉1-3-28）

12 手話通訳者の派遣

- 対象者** 聴覚または音声・言語機能に障害があり、手話通訳を必要とする人
- 内容** 社会生活におけるコミュニケーションを保障し、自立と社会参加を促進するため、手話通訳者を派遣します。
- 窓口** 障害福祉課
TEL 048-788-4936 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

13 要約筆記者の派遣

- 対象者** 聴覚障害者団体・聴覚障害者
- 内容** 会議などで発言の内容を要約する、要約筆記者を派遣します。
- 窓口** 埼玉聴覚障害者情報センター
TEL 048-814-3353 FAX 048-814-3354
(さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館内)

14 電話リレーサービス

- 内容** 聴覚や発話に困難がある人と聞こえる人を、通訳オペレーターが手話・文字と音声とを通訳することによって、電話で双方をつなぐサービスです。
- 窓口** 日本財団電話リレーサービス
TEL 03-6275-0910 FAX 03-6275-0913

15 盲ろう者通訳・介助員の派遣

- 対象者** 視覚と聴覚の障害が重複し、「身体障害者手帳」に1級または2級と記載されている人
- 内容** 各種手続きや交流会、会議などでの通訳及び日常生活での外出時の介助を行う通訳・介助員を派遣します。
- 窓口** 埼玉県盲ろう者友の会 派遣事業担当
TEL・FAX 048-823-7080 火～金、9時30分～16時30分
(さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内)

16 難聴者・中途失聴者手話講習会

- 内容** 途中で聴力を失った人が、手話の習得し、コミュニケーション手段とすることを目的とした講習会です。
- 窓口** 埼玉聴覚障害者情報センター
TEL 048-814-3351 FAX 048-814-3352
(さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館内)

17 字幕入りビデオライブラリーの貸出及び制作

対象者 埼玉県内の聴覚障害者及び聴覚障害者関係団体等

内容 県内の聴覚障害者(聴覚障害者の団体、学校、施設等を含む)に、字幕・手話入りのビデオカセット等の貸出及び自主ビデオ制作を行います。

窓口 埼玉聴覚障害者情報センター

TEL 048-814-3351 FAX 048-814-3352

(さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館内)

18 ろうあ者集会室

内容 聴覚障害者相互の意見・情報交換及び社会生活に必要な知識の習得を図る場を確保するため、各種集会室を借り、集会、教育講座、趣味の講座、講演会等に利用しています。

窓口 埼玉県聴覚障害者協会

TEL 048-824-5277 FAX 048-825-0774

(さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内)

19 聴覚障害者用防災バンダナ

対象者 桶川市内在住の、耳が聞こえない方及び手話のできる方

内容 災害時に避難所や避難先で、支援を求める要配慮者等が自ら肩などにかかけ、手話等の支援を求めていることを周囲に分かるように示すものです。また手話のできる方が使用することで、手話を必要とする人が自ら支援を求めやすくなります。

窓口 障害福祉課

TEL 048-788-4936 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

20 声の広報の配付と広報(拡大写本版)の設置

内容 ボランティア団体の協力によって視覚障害者のためにCDに吹き込んだ市の広報・市議会だよりを希望者に無償配付します。また、広報おけがわの文字を大きくして作成したものを桶川市役所(障害福祉課窓口)、桶川図書館、中央図書館、坂田図書館、川田谷図書館、市民活動サポートセンターに設置していますのでご利用ください。

窓口 秘書広報課

TEL 048-788-4901 FAX 048-786-0336 (桶川市泉1-3-28)

桶川市社会福祉協議会(地域福祉活動センター内)

TEL 048-728-2221 FAX 048-728-2313 (桶川市末広2-8-8)

21 「彩の国だより」点字版・CD版の発行・配付

内 容 県政の動きや情報をお届けする県の広報紙「彩の国だより」の記事を抜粋し、視覚障害者向けに「彩の国だより点字版」「彩の国だよりCD版」を毎月発行しています。視覚障害者等の希望に応じ、無償配付します。

窓 口 埼玉県 広聴広報課

TEL 048-830-2857 FAX 048-824-7345 (さいたま市浦和区高砂3-15-1)

22 「県議会だより」点字版・CD版の発行・配付

内 容 埼玉県議会広報紙「埼玉県議会だより」に掲載している、定例会の概要などの情報を抜粋した点字版及びCD版を年4回発行し、視覚障害者等の希望に応じ無償配付しています。

窓 口 埼玉県 県議会事務局 政策調査課

TEL 048-830-6257 FAX 048-830-4923 (さいたま市浦和区高砂3-15-1)

23 埼玉県ホームページの音声読み上げ機能

内 容 埼玉県ホームページを高齢者や障害者を含む誰もが使いやすいものとするため、下記の機能を提供しています。

- ① ホームページの音声読み上げ機能
- ② 漢字の読み仮名表示機能
- ③ 画面や文字、画像の表示サイズ変更機能
- ④ 文字色や背景色の変更機能

窓 口 埼玉県 広聴広報課

TEL 048-830-2852 FAX 048-824-7345 (さいたま市浦和区高砂3-15-1)

24 点字図書・録音図書の貸出し、対面朗読など

内 容 視覚障害や高齢等の理由で、活字による読書に障害のある方・困難な方を対象に、対面朗読や点字・録音・DAISY資料の貸出を行っています。視覚障害者には無料の郵送貸出を行っています。電話等によるレファレンスサービスは各館で実施していますので、直接お問合せください。

(1) 県立久喜図書館

録音・点字資料の貸出・製作、対面朗読、利用者用音声パソコン、
文書朗読システム、大活字本、拡大読書器、デジタイザー再生機能操作
個別講習

TEL 0480-21-2659 FAX 0480-21-2791 (久喜市下早見85-5)

TEL 0480-21-2729 (障害者サービス担当直通)

(2) 県立熊谷図書館

TEL 048-523-6291 FAX 048-523-6468 (熊谷市箱田5-6-1)

(3) 熊谷点字図書館

録音・点字資料の貸出・製作、JBニュースの配布 (有料)

TEL 048-525-0777 (熊谷市上之2026-2)

(4) さいたま文学館

拡大読書器

TEL 048-789-1515 FAX 048-789-1517 (桶川市若宮1-5-9)

25 障害者ITサポートセンター

内 容 障害があることで、パソコンによる情報の入手やパソコン操作の習
得等が困難な人を対象に、ボランティアによる在宅訪問及びセンター
内での個別サポートを行います。

受付日時 火・木・土 10:00～15:00

窓 口 埼玉県障害者 社会参加推進センター

TEL・FAX 048-825-2749 メールアドレス smile04529@bz03.plala.or.jp

(さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内)

26 不在者投票

(1) 郵便投票・代理記載

- 対 象 者
- ① 身体障害者手帳の両下肢、体幹、移動機能の障害で1級、2級、
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害で1級、3級、
免疫、肝臓の障害で1級、2級、3級が交付されている人
 - ② 戦傷病者手帳の両下肢、体幹障害で特別項症から第2項症、心臓、
腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害で特別項症から第
3項症が交付されている人
 - ③ 介護保険制度で要介護5の認定を受けている人
- ※ ①に該当する方で上肢または視覚の障害の程度が1級の人、②に
該当する人で上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症
の人は、代理記載の方法もあります。

(2) 指定病院・施設での投票

内 容 身体障害にかかわらず疾病等のため都道府県等の選挙管理委員会の指定する病院・施設で療養中の人は、その指定施設内で不在者投票をすることができます。

窓 口 選挙管理委員会事務局
TEL 048-788-4909 FAX 048-786-9866 (桶川市泉1-3-28)

27 公の施設の使用料等の減免

対 象 者 ① 身体障害者手帳が交付されている人及び介護の方1名
(第2種身体障害者の指定がある12歳以上の人の介護者を除く。)
② 療育手帳が交付されている人及び介護の人1名
③ 精神障害者保健福祉手帳が交付されている人及び介護の人1名
(精神障害者保健福祉手帳3級で12歳以上の人の介護者を除く。)

内 容 埼玉県の運営する施設等の施設利用料、入場料等が減免されます。

窓 口 各公の施設

28 障害者スポーツ・レクリエーション

(1) 埼玉県障害者交流センター

内 容 社会参加を促進する拠点施設として、障害者スポーツの各種の相談や講習会、スポーツ・レクリエーション等に利用できます。

窓 口 埼玉県障害者交流センター
TEL 048-834-2222 FAX 048-834-3333 (さいたま市浦和区大原3-10-1)

(2) 埼玉県障害者スポーツ協会

内 容 障害者スポーツの振興のために、各種の大会や講習会を実施します。

窓 口 埼玉県障害者スポーツ協会
TEL 048-822-1120 FAX 048-820-1121
(さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎3階)